

掛川市教育委員会規則第6号

掛川市文化会館シオーネ条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成23年3月25日

掛川市教育委員会
教育委員長

(別紙)

掛川市文化会館シオーネ条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市文化会館シオーネ条例施行規則（平成17年掛川市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第14条」に改める。

第2条第1項中「午後9時」を「午後10時」に改める。

第3条第1項第1号中「月曜日」の次に「（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条各項の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、直後の休日以外の日）」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条の2から第6条までを削る。

第7条第1項中「様式第4号」を「様式第1号」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「様式第5号」を「様式第2号」に改め、同条を第6条とし、第9条から第13条までを2条ずつ繰り上げる。

様式第1号から様式第3号までを削る。

様式第4号中「第7条関係」を「第5条関係」に、「第7条第1項」を「第5条第1項」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第5号中「第8条関係」を「第6条関係」に、「第8条の」を「第6条の」に改め、同様式を様式第2号とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。